

第5次岡山県消費生活基本計画

計画期間：令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

概要版



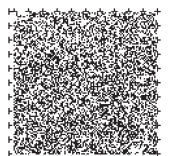
計画策定の趣旨

県政の基本目標である「すべての県民が明るい笑顔で暮らす『生き生き岡山』の実現」のため、県では、さまざまな消費者施策を推進しています。

このたび、消費生活を取り巻く環境の変化に対応するため、国の消費者施策の動向を踏まえ、今後の施策を一層総合的・効果的に推進する「第5次岡山県消費生活基本計画」を策定しました。

令和8(2026)年3月

岡山県



基本目標・重点目標

5つの基本目標と、18の重点目標を定め、目標ごとに具体的な施策の方向を示しています。

基本目標Ⅰ 消費者被害の防止・救済

消費者被害の未然防止、早期発見、迅速な対応を行うため、県消費生活センターの充実及び市町村の相談体制充実への支援を行います。また、高齢者、障害のある人等に対してきめ細かな対策が行えるよう、福祉関係者や周囲の人などと連携した消費者被害の防止・救済体制の構築を支援します。



- 重点目標1 消費生活相談体制の充実
- 重点目標2 配慮を要する消費者の被害防止
- 重点目標3 消費者被害からの救済

基本目標Ⅱ 消費者教育の推進

自立した消費者の育成に向けて、ライフステージを通じた体系的な消費者教育を実施するとともに、消費者教育を担う人材の育成をはじめ、関連する教育との連携や幅広い情報の共有などを進めます。



- 重点目標1 ライフステージに応じた消費者教育の実施
- 重点目標2 若年者への消費者教育の推進
- 重点目標3 消費者教育を担う人材の育成
- 重点目標4 他の関連する教育との連携
- 重点目標5 消費生活に関する啓発・情報提供

基本目標Ⅲ 消費者の主体的な活動への支援

公正で持続可能な社会の実現のため、人や社会、環境に配慮した消費行動などへの意識醸成や、消費者の主体的な行動の促進を図ります。また、消費者の組織的な活動を支援するとともに、消費者の意見を県の施策に適切に反映します。

- 重点目標1 公正で持続可能な社会を目指した消費生活の促進
- 重点目標2 消費者の組織活動の促進
- 重点目標3 消費者の意見の反映

基本目標Ⅳ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保

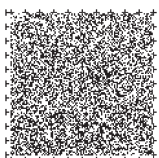
合理的に商品やサービスを選ぶためには、適正な規格や表示、公正・公平な取引などが重要です。各種法令に基づいた指導や監視、消費者への情報提供など、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。

- 重点目標1 規格・表示等の適正化
- 重点目標2 取引における公正・公平の確保
- 重点目標3 公正な価格の形成
- 重点目標4 生活必需品の安定供給

基本目標Ⅴ 安全・安心な商品・サービスの確保

食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心できるよう、指導や監視、情報提供などを行います。

- 重点目標1 生産から消費に至る一貫した食の安全確保
- 重点目標2 商品（食品以外）・サービスの安全性の確保
- 重点目標3 安心の定着に向けた信頼の確立



施策1 消費生活相談体制の充実（基本目標Ⅰ・重点目標1）

県内の消費生活センター及び消費生活相談窓口の中核機関として、県消費生活センターの対応機能の一層の充実を図るとともに、市町村の消費生活相談体制の充実を支援します。

（施策例）

- ・消費生活相談員等への研修の実施
- ・市町村の消費生活相談窓口の巡回指導

【目標値】

- ・消費生活センター設置市町村の
県内人口カバー率……………90.0%
- ・消費生活相談員を配置する市町村数
（派遣相談員を含む）…………… 27 市町村
- ・県内の消費生活相談員の研修参加率…100%
- ・消費者ホットライン 188 の認知度
（「言葉も内容も知っている」）…………… 30.0%

施策2 配慮を要する消費者の被害防止（基本目標Ⅰ・重点目標2）

高齢者、障害のある人、若年者、外国人等に対して、それぞれの特性に配慮したきめ細かな支援や見守り体制を充実させます。

（施策例）

- ・地域における消費者安全確保地域協議会
（見守りネットワーク）構築支援
- ・障害のある人に配慮した教材を活用した
講座の実施
- ・外国人に対する多言語による消費生活相談、
情報提供の実施



【目標値】

- ・「消費者安全確保地域協議会」を設置した
市町村の数…………… 10 市町村
- ・高齢者や障害のある人を対象とした出前講座
等の実施回数（5年累計）…………… 160 回

施策3 ライフステージに応じた消費者教育の実施（基本目標Ⅱ・重点目標1）

年齢、性別、障害の有無のほか、消費生活に関する知識の量や情報通信機器の利用状況などの消費者の特性に配慮しつつ、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた学びの機会を提供できるよう取り組みます。

（施策例）

- ・学校教育等における実践的な消費者教育
教材を活用した授業等の普及促進
- ・学校、地域等における消費者啓発セミナー
等の実施促進
- ・消費者教育コーディネーター等による市町村に
おける消費者教育の推進役の育成及び取組支援



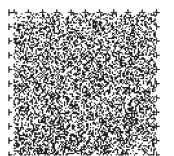
【目標値】

- ・消費者啓発セミナー等の受講者数
（5年累計）……………30,000 人
- ・実践的な消費者教育教材を活用した授業等を
実施する公立の高等学校等の割合……………100%

計画の進め方

次のことを考慮しながら、この計画に掲げた施策を強力に推進します。

- 推進体制（関係施策の連絡調整、消費者被害等の情報共有と迅速な対応）
- 県民、各種団体等との連携
- 国、他の都道府県、市町村との連携
- 具体的施策の取組状況の調査及び見直し
- 諸情勢の変化への対応



県民の皆さまへ

県と市町村では、県民の皆さまの消費者トラブルなどに関する消費生活相談窓口を設けています。

▶困ったときは、まず消費者ホットライン188にお電話ください。

県と市町村では、高齢者をはじめ地域で暮らす皆さまの消費者被害を防止するために、見守りネットワークづくりに取り組んでいます。

▶それぞれのお立場から、地域の消費者被害を防いでいくために、ご協力ください。

県では、県民の皆さまが、消費者被害に遭わず、合理的な判断ができる消費者になっていただくために、市町村等と連携して、啓発講座の開催や消費者教育資材の提供等を行っています。

▶自立した消費者を目指して、積極的に参加・活用してください。

困ったときには、
まず相談!



©岡山県マスコット「ももっち・うらっち」

消費者ホットライン

最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。

い や や

局番なし

188

※年末年始を除いて原則毎日ご利用いただけます。
※一部のIP電話からはご利用いただけません。

県の消費生活相談窓口

岡山県消費生活センター ※土日も開所
しています

☎ 086-226-0999

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1 きらめきプラザ 5 階

相談日時

火曜日～日曜日 9時～16時30分

岡山県消費生活センター津山分室

☎ 0868-23-1247

〒708-8506 津山市山下 53 岡山県美作県民局相談室内

相談日時

月曜日～金曜日 9時～12時、13時～16時30分

消費生活センターとは・・・

- ・商品やサービスの契約トラブルなどの相談を受け付けています。
- ・消費生活相談員が相談内容を聴き取り、問題解決に向けたアドバイスや情報の提供を行っています。

第5次岡山県消費生活基本計画についてのお問い合わせ先

岡山県県民生活部 暮らし安全安心課 消費生活班

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL：086-226-7346 FAX：086-225-9151

URL：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/22/>

